

川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

川西市長

越田 謙治郎

川西市条例第 29 号

川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 46 年川西市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第 16 条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第 20 条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

（資源物の収集又は運搬の禁止）

第 18 条 市及び規則で定める者以外の者は、何人も、一般廃棄物処理計画で定める分別方法に従い、ごみステーションに排出された一般廃棄物又は再生資源集団回収登録団体（市長が別に定めるところにより、市に登録した団体をいう。）が再生資源の集団回収を実施するために指定した集積所に排出された一般廃棄物であつて、規則で定める資源物に当たるものを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、同項の規定に違反する行為を行わないよう命じることができる。

（公表）

第 19 条 市長は、前条第 2 項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該違反者にその理由を通知するとともに、当該違反者が意見を述べ、又は関係する証拠を提出する機会を与えなければならない。

第 15 条を第 17 条とする。

第 14 条中「法第 7 条及び浄化槽法第 35 条の規定により処理業者及び浄化槽清掃業者

の」を「法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の規定による」に改め、同条を第16条とする。

第13条第1項中「（以下「浄化槽清掃業者」という。）」を削り、同条第3項中「第1項」を「浄化槽法第35条第1項」に、「第12条中「処理業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」」を「第13条第1項及び前条中「法第7条第1項又は第6項」とあるのは「浄化槽法第35条第1項」」に改め、同条を第15条とする。

第12条中「処理業者」を「法第7条第1項又は第6項の許可を受けた者」に改め、同条を第14条とする。

第11条第1項中「前条」を「法第7条第1項又は第6項」に改め、同条を第13条とする。

第10条第1項中「法第7条に規定する」を「法第7条第1項又は第6項の規定により」に、「行なおう」を「行おう」に改め、「（以下「処理業者」という。）」を削り、同条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

（ごみステーションの管理）

第11条 家庭から排出される一般廃棄物の収集は、市民等の申出に基づき、一般廃棄物を収集する場所として市長が適切であると認めた場所（以下「ごみステーション」という。）において行うものとする。

2 ごみステーションの利用者は、その利用に当たって、一般廃棄物処理計画に従いごみを分別し、排出するごみが飛散又は流出するおそれがないよう容器に収納し、かつ、指定された日時に排出する等適切にごみの排出を行わなければならない。

3 市長は、ごみステーションの利用者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該利用者に対して同項の規定に適合する方法で排出するよう求める等の指導を行い、又は当該ごみの収集を拒否することができる。

4 ごみステーションの利用者は、自らの責任において当該ごみステーションの清潔及び安全を保つよう努めなければならない。

第9条を第10条とする。

第8条中「清掃義務者」を「市民等」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項を次のように改める。

法第6条の2第5項の多量の一般廃棄物の範囲は、市長が規則で定める業種の事業者

が排出するごみ、燃えがら等であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) その排出量が 1 日当たり 10 キログラム以上のもの
- (2) 他の一般廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、他の一般廃棄物の処理に支障を生じない範囲の量であるもの

第 7 条第 2 項中「当該一般廃棄物で 1 日」を「同項のごみ、燃えがら等の 1 日当たり」に、「するもの」を「するとき」に、「前項の一般廃棄物」を「当該ごみ、燃えがら等を法第 6 条の 2 第 5 項の多量の一般廃棄物」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」を「法第 6 条の 2 第 5 項」に、「当該」を「多量の」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条を削る。

第 5 条第 1 項中「法第 6 条第 1 項の規定による一般廃棄物の処理について一定の計画」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 に規定する実施計画」に改め、同条を第 7 条とする。

第 4 条第 1 項中「清掃義務者」を「市民等」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削り、同条第 4 項中「又は沼、池、その他公共の場所」を「沼、池その他公共の場所」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 5 項中「に規定する」を「の」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条を第 6 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（市民等の責務）

第 5 条 市民等は、一般廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により一般廃棄物の再生利用を図り、一般廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 自ら処分することが困難な一般廃棄物については、市の一般廃棄物の収集及び処分を円滑にするため、種別ごとに分別し、各別の容器に収納する等の市長の指示する方法に従わなければならない。

3 前項の一般廃棄物を収納した容器は、持出しに便利であり、移替えが容易で、かつ、汚液が漏れる等衛生上支障がないようにするとともに、道路交通の障害にならない場所に置かなければならない。

4 前項の容器には、毒性、危険性、悪臭その他市の収集又は処理作業に支障を及ぼすおそれのあるものを混入してはならない。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（市の責務）

第3条 市は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し市民等（市民、市内の事業者
その他市内において土地又は建物を占有し、又は管理する者をいう。以下同じ。）の自主
的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努め
るとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、
施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。
別表中「第15条」を「第17条」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。